

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：電波法の一部を改正する法律

規制の名称：技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：総務省総合通信基盤局電波環境課監視管理室

評価実施時期：令和5年12月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時においては、近年のインターネットを用いた売買が活発に行われる中、電波法（以下「法」という。）の技術基準に適合していない無線機器（以下「技術基準不適合機器」という。）と見られる機器をインターネットショッピングサイトに掲載する販売業者が多数見られ、その結果、無線の知識が乏しい一般消費者がこのような技術基準不適合機器を容易に入手し、法に違反して当該機器を利用することで、重要無線通信を行う無線局及びその他のその適正な運用の確保が必要な無線局（以下「重要無線通信等」という。）に対して、社会的に重大な悪影響を与える妨害を発生させると想定していた。

事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

事前評価後、現時点においては本制度の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。よって、引き続き本制度は必要である。

2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

技術基準不適合機器の製造業者、輸入業者又は販売業者(以下「製造業者等」という。)に対し、当該機器の回収等の必要な措置を勧告し、又は勧告に係る措置を講ずべきことを命じた場合には、これらの者において当該措置を講ずるための費用が発生する。

当該措置として、流通している無線設備の販売の取りやめる措置を講ずる場合、担当者2名で5日程度(準備1日、販売店への連絡調整2日、購入者への連絡調整2日と想定)を要すると仮定して試算すると、措置に要する費用は 229,500 円(※)/件である。なお、令和2年12月から令和5年12月までの勧告件数は4件であったため、仮に、それぞれ 229,500 円を要したとすると、その費用の合計は約 918,000 円と試算される。

(※) 年間平均給与額 ÷ 年間総労働時間 = 担当者の時給

5,230,000 円 ÷ 1,709 時間 = 3,060 円

(年間平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」(令和4年)の平均給与(正規)、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」(令和3年)の実労働時間数(事業所規模 30人以上)による。以下同じ。)

担当者の時給 × 担当者の人数 × 措置に要する時間 = 措置に要する費用

3,060 円 × 2 人 × 7.5 時間 × 5 日間 = 229,500 円

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

総務大臣が勧告・命令等を行う際の費用が発生する。

勧告に係る事務に担当者2名で4日程度(文書作成1日、事務作業(行政手続等)2日、報告受領1日程度と想定)を要すると仮定して試算すると、措置に要する費用は183,600円(※)/件である。なお、令和2年12月から令和5年12月までの勧告件数は4件であったため、仮に、それぞれ183,600円を要したとすると、その費用の合計は約734,400円と試算される。

(※)年間平均給与額÷年間総労働時間=担当者の時給

5,230,000円÷1,709時間=3,060円

(年間平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」(令和4年)の平均給与(正規)、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」(令和3年)の実労働時間数(事業所規模30人以上)による。以下同じ。)

担当者の時給×担当者の人数×勧告に要する時間=勧告に要する費用

3,060円×2人×7.5時間×4日間=183,600円

⑥ 効果(定量化)の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本制度により、社会的に影響を及ぼす重要無線通信等に対する混信その他の妨害を与えるおそれがあると認められた段階で技術基準不適合機器の製造業者等に勧告・命令を行うことが可能になった。令和2年12月から令和5年12月までに4件の勧告を行い、勧告を受けた者は、当該機器の販売を取りやめる措置とともに、購入した者がいる場合は、無線局免許を取得せずに当該機器を使用することは電波法違反になり罰則がある旨の通知と返品等の対応がとられた。これにより、当該機器による電気通信業務の重要無線通信等への妨害で生じる損失を未然に回避した。

なお、本制度により、当該機器が引き起こす重要無線通信等の妨害で生じる損失を未然に回避することが可能となったが、未然に回避された損失の内容や妨害を受けた無線局が適切な運用に支障をきたした場合の金銭価値などにより効果を定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益(金銭価値化)の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

上記のとおり、本制度の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

[副次的な影響及び波及的な効果]

事前評価時には、他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で、勧告・命令を行うことができることになるため、製造業者等は技術基準不適合機器を製造、輸入又は販売(以下「製造等」という。)しないよう努力することから、技術基準不適合機器の流通量が減少する可能性が想定された。

事前評価時点と事後評価時点での定量的な流通量の増減を比較することは困難であるが、インターネットショッピングモールの市場規模が拡大している中であっても(※1)、重要無線通信妨害等に対する妨害の混信申告の件数は令和2年429件、令和3年298件、令和4年385件とほぼ横ばいで増えていないことから、本制度による抑止効果が出ていると考えられる(※2)。

また、本制度とあわせて電波法に定める努力義務の内容や自主的な取組について明示した「技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定・公表し、製造業者等に加えて、インターネットショッピングモール運営者による自主的な取り組みを推進した。ガイドラインに基づき、製造業者等及びインターネットショッピングモール運営者に対して周知啓発活動や情報交換等を行い、技術基準不適合機器の出品の禁止や適合性情報の表示の要求、総務省が公表している技術基準不適合リストに掲載された機器の商品ページの削除など自主的な取組も推進されている(※3)。

[事前評価時に意図していなかった負の影響]

意図していなかった負の影響については、「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書(案)」に対する意見募集(令和3年8月)においても寄せられておらず、特段確認されていない(※4)。

※1 世界の EC 市場の売上高の推移及び予測(令和 4 年情報通信に関する現状報告から引用)

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r04/html/nf306000.html#d0306060>

※2 電波利用ホームページにおいて、年度毎の重要無線通信妨害を含む混信に関する申告状況を公表。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/decla/index.htm>

※3 電波利用ホームページにおいて、電波法の基準に適合しない無線設備を公表。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/index.htm>

※4 製造業者等を含み、広く一般からの意見募集(令和 3 年 7 月 2 日～同年 8 月 2 日まで)を実施した。

「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書」及び意見募集の結果の公表(令和 3 年 8 月 31 日)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000416.html

3 考察

⑨ 把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているが、勧告及びその措置等が行われた場合のものであり限定的である。

一方、インターネットショッピングモール等の市場が拡大する中であっても、重要無線通信等への妨害のおそれが生じた段階で勧告・命令を行うことができるようになったことにより、技術基準不適合機器が引き起こす妨害により生じる損失を未然に回避することが可能となっている。また、ガイドラインに基づくインターネットショッピングモール運営者の自主的な取組等も推進されている。

以上から、本制度による費用は限定的であるものの、一定の効果があると認められ、間接的影響による効果も含め、本制度を継続することが妥当であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電波法の一部を改正する法律

規制の名称：技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備

規制の区分：新設、改正、拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省総合通信基盤局電波政策課

評価実施時期：令和2年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

近年インターネットを用いた売買が活発に行われる中、電波法（以下「法」という。）の技術基準に適合していない無線機器（以下「技術基準不適合機器」という。）と見られる機器^(※1)をインターネットショッピングサイトに掲載する販売業者が多数見られるようになってきた。この結果、無線の知識が乏しい一般消費者がこのような技術基準不適合機器を容易に入手できる状況となっており^(※2)、購入者により、当該機器が法に違反して使用され、他の無線局に対して混信その他の妨害を与えるおそれが高まっている。

しかし、現行法は、総務大臣が電波監視等によって妨害を把握することを前提として、当該妨害の発生を勧告発動の一要件としている。このため、総務大臣が技術基準不適合機器の存在を把握し、当該機器による重大な混信等が発生する可能性を認識した場合であっても、実際に妨害を与えない限り、総務大臣は技術基準不適合機器の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）に対し勧告することができないという状況となっている。

また、勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合、現行法においては、妨害を受けた無線局が「重要無線通信」^(※3)を行う無線局でない場合は、妨害を与えた技術基準不適合機器が広く販売されることにより重要無線通信に混信等の妨害を与えるおそれがある場合であっても、勧告に係る措置を確実に実施させるための命令を行うことができない。

技術の進歩に伴い、今後、自動運転に用いられる車車間通信など、重要無線通信でなくとも、通信に妨害を与えられることにより社会的に重大な悪影響が生じるため当該悪影響の発生を確実に防ぐ必要のある無線通信が、多数実用化されることが見込まれる。そのような状況の中、今回の法改正（以下「本改正」という。）を行わなかった場合に、妨害が発生しなければ勧告を行わず、妨害を与えられた無線局が重要無線通信を行うものでなければ命令を行えないため、当該悪

影響の発生を効果的に抑止することが困難な状況をベースラインとする。

※1 例えば、大手インターネットショッピングサイトにおいて、5.8GHz帯の電波を発射する海外製のWi-Fi機器が販売されている。我が国においては、ETCシステムが5.8GHz帯を使用していることから、当該Wi-Fi機器の使用により、ETCシステムが妨害された場合は遮断機が適切に作動せず、追突事故が発生するおそれがある。

※2 総務省はインターネットで販売されている無線機器を購入し、その調査結果を公表する取組み（試買テスト）を定期的に行っており、その結果をホームページにて公表している（<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/>）。

※3 「重要無線通信」とは、890MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で、次のいずれかに該当するもの（法102条の2第1項）。

- ①電気通信業務用、②放送業務用、③人命・財産の保護／治安維持用、④気象業務用、
- ⑤電気事業に係る電気供給の業務用、⑥鉄道事業に係る列車運行业務用

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

技術基準不適合機器による悪影響の発生を効果的に抑止すること

【課題の発生原因】

近年、インターネットショッピングサイト上で、我が国の技術基準に適合していないと見られる無線機器も販売されており、このような技術基準不適合機器が購入者に使用されることにより他の無線局を著しく妨害する危険性が高まっている。しかしながら、現行規定では、次の事情から、技術基準不適合機器による悪影響の発生を効果的に抑止することが困難である。

- ・実際に妨害が発生しなければ勧告を行うことができない仕組みとなっていること
- ・「重要無線通信」を行う無線局に対して実際に妨害を与えた場合でないと、勧告に係る措置を命令できないこと

【規制の内容】

妨害が実際に発生していなくとも、技術基準不適合機器が使用されることにより妨害を与えるおそれがあるときは、総務大臣が、その製造業者等に対して勧告できるようにする。

また、勧告に従わなかった旨を公表されてもなお正当な理由なく製造業者等が当該勧告に従わなかった場合には、実際に重要無線通信を行う無線局が妨害を受けたときだけでなく、その適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものの運用に重大な悪影響を与えるおそれがあるときにも、総務大臣が、製造業者等に対し、当該勧告に係る措置を講ずるよう命令でき

るようにする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(1) 遵守費用

総務大臣が、技術基準不適合機器の製造業者等に対し、当該機器の回収等の必要な措置を勧告し、又は勧告に係る措置を講ずべきことを命じた場合には、これらの者において当該措置を講ずるための費用が発生する。なお、当該費用は、ケースバイケースであり、金銭価値化するのは困難である。

(2) 行政費用

総務大臣が勧告・命令を行う際の費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

特段発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和でないため、該当せず。)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正により勧告・命令の対象を見直し、他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で技術基準不適合機器の製造業者等に勧告・命令を行うことができるようになることにより、当該機器が引き起こす妨害により生じる損失を回避することが期待できる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず。）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和でないため、該当せず。）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結

果を活用して把握する。

他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で、勧告・命令を行うことができることから、製造業者等は技術基準不適合機器を製造、輸入又は販売（以下「製造等」という。）することのないよう、より努力することが考えられ、技術基準不適合機器の流通量が減少する可能性がある。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

勧告・命令の発動要件を緩和することによって、重大な悪影響の発生を未然に防止することが可能となる便益が生じる。一方、製造業者等に対する負担は、技術基準不適合機器が妨害又はそのおそれが生じた場合のみ発生するもので、製造業者等が電波法に定める技術基準に適合する無線設備を製造等している限りは、費用は発生しない。

よって、今回の改正に伴う費用は、便益に見合ったものであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

例えば、市場に流通する無線機器について、総務大臣が技術基準への適合性を全て事前にチェックするようにする規制が考えられるが、これには多大な行政費用が必要となることに加え、新たな機器の迅速な導入が困難となり、我が国の無線通信サービスの発展を萎縮させるおそれがある。よって、代替案は適切ではなく、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

電波有効利用成長戦略懇談会令和元年度フォローアップ会合追加提言においては、「総務省が技術基準不適合機器の流通を把握した場合は、実際に混信等が発生しなくとも、必要に応じて勧告等によりこれらの機器の流通を抑止できるようにすることが適当である。

また、IoTの進展に伴い様々な無線通信が社会のあらゆる分野で活用されていることから、電波法に定義されている「重要無線通信」以外の無線通信であっても、妨害を受けることにより国民生活に重大な影響が生じ得るものが新たに提供されるようになってきている。このため、こうした無線通信への妨害についても、重要無線通信と同様に、確実に是正措置が講じられる仕組みとすることが適当である。」とされている。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後3年以内に、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容に

よっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

問題事例が生じた場合における勧告及び命令を行った件数、内容、勧告又は命令を受けた者の対応状況等を把握することとする。